愛荘町事業継続支援金 募集要項

滋賀県事業継続支援金(第1期、第2期、第3期)(以下「県支援金」という。)のいずれかの給付が決定した町内事業者に対し、町が上乗せして支援金の給付を行い、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続を支援します。

申請期間	令和3年12月1日(水)から令和4年2月15日(火)まで
補助対象者	県支援金の給付が決定した事業者で、次の①および②を満たしていること
	①町内に事業所または事務所を有していること
	②町税に滞納がないこと
支給要件	県支援金は第1期、第2期、第3期で支給要件が異なりますので、県の募集要領
	(滋賀県のホームページ) にてご確認ください。
補助金額	酒類販売事業者:20万円
	その他の事業者:10万円(中小企業等、個人事業主)
	※県支援金は第1期、第2期、第3期の重複受給が可能ですが、町支援金は1事
	業者につき1回の申請となります。
提出書類	●愛荘町事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
	〔添付書類〕
	①県支援金の金額の決定通知書(写)
	②酒類販売業免許通知書(写)※酒類販売事業者のみ
	③直近の町税の完納証明書(写し可)
	※愛知川庁舎税務課または秦荘庁舎サービス室にて取得ください。
	※愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金で提出済みの方は除く
	④町内の事業所または事務所の所在が確認できる資料(写)
	(法人の登記事項証明書、事業所の開業届、公共料金の領収書(事業所名を確
	認できるもの)、事業所の所在が明記されたパンフレットやチラシ、ホームペ
	ージのコピー等)
	⑤通帳の写し(表紙を1枚めくった見開きページ)
申請方法	郵送または持参(申請書を町のホームページからダウンロードして印刷し、必要
	事項を記入のうえ、提出してください。)
申請先	愛荘町商工観光課
問い合わせ先	〒529-1234
	愛知郡愛荘町安孫子825番地(電話番号0749-37-8057)
その他	

■補助金申請から支払までの流れ

滋賀県

滋賀県事業継続支援金

(第1期、第2期、第3期)

詳細については、募集要領(滋賀県のホ 一ムページ)をご確認ください。

交付申請

交付決定

乗在町補助金の交付申請
必要な提出書類は表面をご確認ください。

補助金支払

補助金の交付決定(確定)・支払

愛荘町

愛荘町事業継続支援金

※県の補助金と町の補助金は支払時期が異なります。